北海道告示第 11476 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第６条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第８条第２項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和５年４月５日までに北海道檜山振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和４年 12 月５日

北海道知事　鈴木　直道

１　届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

江差町柳崎タウンプラザ

檜山郡江差町字柳崎町 92 番地の 11　ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

有限会社サトウ　　代表取締役　佐藤　　茂

深川市北光町２丁目 14 番２号

株式会社ササキ　　代表取締役　佐々木　節子

札幌市中央区南 17 条西 10 丁目 20－206 号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住　所
株式会社しまむら	代表取締役 野中　正人	埼玉県さいたま市北区宮原町２丁目 19 番４号
株式会社 サッポロドラッグストアー	代表取締役 富山　睦浩	札幌市北区太平３条１丁目２番 18 号
株式会社ムラタ	代表取締役 村田　晃啓	札幌市厚別区厚別南２丁目 11 番 31 号
未定		

（変更後）

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住　所	変更事項
株式会社しまむら	代表取締役 鈴木　　誠	埼玉県さいたま市大宮区北袋町１丁目 602 番１号	①
株式会社 サッポロドラッグストアー	代表取締役 富山　浩樹	札幌市東区北８条東４丁目１番 20 号	②
株式会社ムラタ	代表取締役 内間木　義勝	札幌市厚別区厚別南２丁目 11 番 31 号	③

(4) 変更の年月日

上記(3)①　令和２年２月 21 日、令和３年１月 24 日

上記(3)②　平成 27 年５月 14 日、令和２年９月 28 日

上記(3)③　平成 26 年４月 28 日

(5) 変更する理由

上記(3)①　代表者及び住所変更のため

上記(3)②　代表者及び住所変更のため

上記(3)③　代表者変更のため

２　届出年月日

令和４年 11 月 30 日

３　届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道檜山振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和４年12月５日（月）から令和５年４月５日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の１月３日までを除く。）

(3) 縦覧時間

午前８時 45 分から午後５時 15 分まで